

長崎総合科学大学 共同研究規程

(目的)

第1条 この規程は、経理規則第79条第2項の規定に基づき、本学における共同研究の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「共同研究」とは、本学の教員が、外部機関の教員・研究者と共通の課題を分担して行う研究、または学内の学部・学科等の所属を異にする教員が共通する課題について共同して行う研究をいう。

ただし、この規定の対象とする共同研究には、当事者間で研究費用の授受を伴わないものおよび研究成果の帰属等の取り扱いを定める必要のないものは含まれない。

(2) 「共同研究員」とは、共同研究を担当する教員・研究員をいう。

(3) 「共同研究代表者」とは、本学の教員で、共同研究員を代表し、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。

(4) 「研究協力者」とは、共同研究代表者が認める共同研究員に準ずる学生等その他の者をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究は、本学の建学の精神に照らし、教育研究上、有意義であり、教育研究等に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うことができる。

(共同研究の申込み)

第4条 外部機関との共同研究を実施する場合、共同研究代表者は次の各号に掲げる書類を当該の各学部長、もしくは研究所長名で、学長に提出しなければならない。

(1) 共同研究願書および実施計画書

ただし、外部機関が本学ベンチャーオフィスを利用する場合は、別途、申請書を提出する。

(2) 外部機関の共同研究申込書および外部共同研究員名簿

2 学内において複数の学部学科等にまたがる共同研究を実施する場合は、共同研究代表者は前項第1号の書類を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第5条 共同研究の受入れ決定は、理事長が学長に委任するものとする。

2 学長は、受入れ決定にあたっては、工学研究科教授会又は全学教授会の意見を聴いて常務理事会へ報告しなければならない。

(契約の締結)

第6条 外部機関との共同研究に当たっては契約書を取り交わす。本学の契約者は理事長、学長または共同研究代表者とする。

2 契約書には、原則として次の各号に定める事項を記さなければならない。

(1) 共同研究に関する経費の取り扱いに関する事項

- (2) 共同研究の期間および中止に関する事項
- (3) 共同研究で発生した知的財産権の取り扱いに関する事項
- (4) 研究成果の公表時期、方法等に関する事項

(共同研究費)

- 第7条** 外部機関から共同研究費を受け入れる場合は、学外機関は直接経費の30%に相当する間接経費を負担し、特別な事情がない限り前払い負担するものとする。
- 2 外部機関からの受入額は、全額を一般会計に繰入れ受託事業収入として計上し、間接経費の一部は産学官連携活動やイノベーション創出のための資金として利用するものとする。
 - 3 共同研究のうち、特別な事情がある場合は、常務理事会の承認により、外部機関の分担額を減じて第1項を適用することができる。
 - 4 第2項の支払条件で、完成払いとなった場合には、第4項の間接経費に2%の調整経費を上積みするものとする。ただし、頭金等がある場合には、事務局長の承認を得て調整経費を減額するものとする
 - 5 外部機関の都合により間接経費の割合について前項までの規定と異なる取扱いをする場合には常務理事会の承認を要する。

(共同研究に要する施設・設備)

- 第8条** 本学は、その所有に属する施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 2 外部機関が本学ベンチャーオフィスを利用する場合の取扱いは、別途定める細則による。
 - 3 共同研究経費により、研究の必要上、新たに取得した設備等は、原則として本学に帰属する。
 - 4 共同研究の遂行上必要な場合は、学外機関等からその所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとする。

(共同研究費の執行)

- 第9条** 共同研究は、学長承認の後、速やかに着手するものとし、その研究目的に合致したものに執行されなければならない。
- 2 共同研究費の支出伝票には、あらかじめ通知された共同研究番号を表示するものとする。

(知的財産権)

- 第10条** 共同研究の結果、知的財産権が生じた場合、その権利の帰属割合は、原則として本学と外部機関の均等とするが、状況に応じて別途取り扱いを協議することとする。

(特許権等の実施)

- 第11条** 理事長は、共同研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を外部機関または外部機関の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 前項の場合において、外部機関もしくは外部機関の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、または、当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、外部機関および外部機関の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

3 理事長は、前2項の規定により当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(共同研究の完了、期間延長等)

第12条 共同研究が終了したときは、共同研究代表者は、研究報告書、研究精算報告書および共同研究執行時間報告書を学長に提出しなければならない。

2 研究期間が翌年度に継続するときは、年度末において前項に係る中間報告書を学長に提出しなければならない。

3 研究期間の延長を行う場合、速やかに理由書を付して期間の延長願を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 特別な事情により期間内に研究が終了不可能な場合は、速やかに理由書を学長に提出し、指示を受けなければならない。

5 共同研究の成果の公表は、研究成果物取扱規程の定めるところによる。

(事務局)

第13条 共同研究にかかる事務は、オープンイノベーションセンター事務室が行う。

(その他)

第14条 本規程により難しい事項が生じた場合は、その都度常務理事会に諮り決定する。

(改定)

第15条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

- 付 則**
- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
 - 2 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - 3 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 4 この改定規程は、平成28年10月28日から施行する。
 - 5 この改定規程は、令和3年7月1日から施行する。
 - 6 この改定規程は、令和6年4月1日から施行する。